

H26 年度 第4回一関市総合計画審議会資料

総合計画審議会の意見等への回答

審議会委員からの意見等
<p>「アンケート結果について」</p> <p>市民、中高生、企業ともに、自由記述が設問されている。</p> <p>分量が多いのか、少数だったのか伺う。</p> <p>また、公表されないか伺う。</p> <p>自由記述の中に参考になる意見があると思うので参考にしたい。</p>
意見・質問に対する回答
<p>自由記述欄については、第4回一関市総合計画審議会の資料として提出します。</p>

審議会委員からの意見等
<p>「アンケート調査、ワークショップの意見の反映の仕方」</p> <p>大多数の意見が先行し、少数意見が切り捨てられる傾向にある。</p> <p>市中心部から離れれば離れるほど、少数意見の集約が困難になる。(数の論理の危険性)</p> <p>市町村合併の弊害かもしれない。</p> <p>少数意見を正しく判断し、理解し、それに答えることが一関市のまちづくりの原点で課題でもある。</p> <p>耳を傾けましょう。</p>
意見・質問に対する回答
<p>アンケート及びワークショップについては、計画策定の参考として、計画に反映させることを目的に実施したものであり、一関市のまちづくりに向けての貴重なご意見として受けとめております。</p> <p>また、アンケート結果については総合計画審議会はもとより、ホームページで市民に公開するほか、議会にも情報提供することとおり、まちづくりに関係する多くの皆さんに参考としていただく考えです。</p>

審議会委員からの意見等

「まちづくり計画策定に寄せる希望と意見（各分野、地域代表として）」

審議会委員の方々は男女、職種、年齢等様々な分野から選ばれており、各々専門分野の知識やまちづくり計画への希望も様々だと思われます。基本構想はおそらく「耳障りの良い」無難な抽象表現にならざるを得ないと思いますが、基本計画へ移行する過程で、皆さんから計画づくりへの思い、具体的要望、意見なども出して頂き、部会とは別に全体会の中で情報共有と議論を深めてはどうかと思います。

「全員の希望意見の表明」の会議を1回（2時間）開催してはどうか。

意見・質問に対する回答

総合計画審議会では、毎回、協議事項を定めて、協議していただいております。

今後も、協議事項の中で、関連する項目について意見、要望、考えをお話いただき、情報の共有を図るとともに、議論を深めて参りたいと考えております。

審議会委員からの意見等

「事業計画の中での集中豪雨（ゲリラ豪雨）対策」

近年、国内で多くの集中豪雨（ゲリラ豪雨）が発生し、先週も広島で甚大な災害が発生した。

ここ一関市も奥羽山脈、北上高地とそれぞれ地質構造は違うが、地形、地質と降雨量を想定し、危険区域の設定とその対策が喫緊の課題ではないか。

安心、安全なまちづくりのために。

意見・質問に対する回答

土砂災害が発生するおそれのある土地、いわゆる「危険箇所」について、土砂災害防止法では、都道府県知事が、地形、地質等について現地での基礎調査を実施し、その箇所では崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる場合には、「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」として指定することができるかとされています。

また、市町村は、土砂災害警戒区域等の指定があった場合には、当該区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を、市町村地域防災計画に定めるとともに、住民に対して、ハザードマップ等により、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難に関する事項などを周知することとされています。

当市においては、岩手県が土砂災害防止法に基づき指定した警戒区域について、平成23年度から土砂災害ハザードマップの作成と看板の設置に取り組み、周知を図っているところであり、また、岩手県は急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊対策工事を行う、急傾斜地崩壊対策県事業をあわせて進めています。

これらのソフト、ハード対策については、市総合計画実施計画の中で整備を進めているところです。

審議会委員からの意見等

「実施計画策定に係る新規事業として提案されたもの【資料No.17】について」

- 1 新規事業との対比として、廃止した事業及びその理由に係る資料の有無を伺う。
- 2 新規事業は政策的、戦略的な観点から系統立てて計画されているのか伺う。

意見・質問に対する回答

- 1 総合計画実施計画は、総合計画基本計画に基づき、主に財政分析上の投資的経費に分類される社会資本の形成や整備に向けられる事業について、向こう3か年度分の具体的な事業計画を定めるものであり、前回の審議会においてお示しした新規事業についても、上記に分類される事業を取りまとめたものであります。

このため、市が実施する全ての事業が計画に計上されているものではないこと、また、事業の廃止については、予算計上の有無をもって確定することから、現時点においては、廃止事業についての把握はしていないところであります。

- 2 総合計画計上事業の策定にあたっては、

- (1) 総合計画基本構想の実現
- (2) 総合計画後期基本計画の推進
- (3) 地域課題の解決
- (4) 社会経済情勢の変化に対応した事業の検討

などを、基本的な考え方としているところであり、総合計画基本構想に掲げるまちづくりの基本的な考え方、柱や将来像と基本目標などを踏まえ、基本計画における基本目標ごとの柱となる基本施策、その考え方、進め方、展開策などを検討するとともに、次期総合計画との整合を図りながら決定することとしているところであります。

加えて、施政方針において、最優先で取り組むべき施策としております、「東日本大震災からの復旧復興」、「高齢化と人口減少社会への対応」及び「協働によるまちづくりの推進」や、市長が政策の柱に掲げております「中東北の拠点都市一関の形成」に向けた施策の推進を図るとともに、国際リニアコライダーを「一関発展の基軸」と位置付けて、まちづくりに取り組んでいるところであり、厳しい財政状況の中にもありながらも、可能な限りの創意工夫を凝らし、事業の検討を行っているところであります。

審議会委員からの意見等

一関市景観条例について

- ・一関市景観条例において、強い規制は行わないとあるが、規制の強弱や数値的指標があるのか。
- ・規制ではなく、行政、施工者、近隣住民などで協議により方向性を検討することが良いのではないか。

意見・質問に対する回答

一関市景観計画では、良好な景観を維持・保全・誘導・創出するために、一定の行為を対象として、ルールを定める景観形成基準を設けており、当市の景観計画の区域は、「一関市景観計画区域」と「景観形成重点地区」に分類され、その区域ごとに景観形成基準が定められております。

そのうち、巖美溪周辺地区などの「景観形成重点地区」においては、建築物・工作物の例では、「最高の高さは13mを超えないもの」とすることや、「色彩は低彩度（6度以下など）又は無彩色とする」、又は、「建築物の外壁は自然素材を基本とする。」などといった具体的な基準を設けております。

その他の区域においては、「歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するよう努める。」や「建築物の外観の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。」、「建築物の外壁に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。」など、景観計画の趣旨を尊重しつつ、柔軟な規定としております。

次に、規制ではなく行政、施工者、近隣住民などで協議により方向性を検討することが良いのではというご意見につきましては、景観に影響を与える行為は無数にあり、これら全てを個別に検討することは現実的ではないことから、一定規模以上の行為について事前に届け出いただくことを条例に定めておりますが、届出に先立ち届出者と事前に景観協議を行い、景観形成に関する共通認識が図られるよう配慮しております。

なお、景観計画策定の際に、市民の意見を反映させるため、景観まちづくり懇談会を市内7地域でそれぞれ3回開催するなど、多くの市民のご意見をいただきながら取りまとめをしたものであります。

また、前回の審議会の回答で規制という言葉でお答えいたしましたが、実際の取扱は届出に対し、指導又は助言を行うという形で行っております。

なお、勧告又は命令などの強い措置を行うときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならないとしており、現在までにそのような措置に該当する事案は無かったところで。